

会 議 録

第 1 5 回定例会

開会 平成 3 0 年 1 1 月 1 2 日

教育委員会会議録

1 開 会 平成30年11月12日 午後3時30分

2 閉 会 平成30年11月12日 午後4時35分

3 教育委員会出席者

教育長	美馬 持仁
委 員	松重 和美
委 員	辻 貴博
委 員	藤本 宗子
委 員	小林 信行
委 員	河口 雅子

4 教育長及び委員以外の出席者

副 教 育 長	勢井 研
教 育 次 長	青山 佳裕
教 育 次 長	竹内 敏
施 設 整 備 課 長	藤本 泰之
教 育 創 生 課 長	長町 哲治
教 職 員 課 長	藤川 正樹
人権教育課いじめ問題等対策室長	安西 政和
教 育 政 策 課 長	臼杵 一浩
教 育 政 策 課 副 課 長	木下 淳子

[開 会]

教育長 定例会を開会する旨を告げる。

[会議録の承認]

教育長 配付されている会議録を承認して差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 会議録を承認する旨を告げる。

[議 事]

教育長 議案第40号及び協議事項1を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

教育長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《報告事項1 第2回通学区域制に関する有識者会議について》

教育長 報告を求める。

教育創生課長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

特になし

《協議事項1 平成30年度末徳島県小・中学校教職員人事異動要綱について》

《協議事項2 平成30年度末徳島県立学校教職員人事異動要綱について》

教育長 説明を求める。

教職員課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

松重委員：この要綱の対象となる範囲はどこか。

教職員課長：小中学校と県立である。県立には高校と特別支援がある。人事に関して

は、こちらが一括して県下全域を行っている。

美馬教育長：市町村教育委員会の内申等を考慮して行っている。

小林委員：近年、実施要項2 退職の(3)にある退職勧告を行った例はあるか。

教職員課長：事例はない。

河口委員：人事異動の作業は大変難しいが、重要な作業である。校長は職員をよく見て、管理主事がヒアリングして、教育長に伝え作業を進めるのだけれども、全員が100%満足する異動はできないと思う。できるだけ学校の課題、学力不足などの問題が解消できるような異動をお願いしたい。ヒアリングをしっかりとって、職員がやる気を出し、校長の経営に結びつくようなものになればありがたい。

教職員課長：本課としても、今後の教育を支えるために大事であると考えている。しっかりと調査をして業務にあたりたい。

教育長：「教育は人なり」という。人の配置が非常に大事。組織の在り方も大事だが、やはり人が大事。適材適所、特に小中学校は、地域の結びつきが強い。学校に勢いが無い、課題を多く抱えているところには特に注意をして、しっかりと配置をしたい。

小林委員：かつて、教育効果の上がらない者がいた場合、退職を勧告したことがあるか。

教職員課長：古くは指導力不足の者に、こういう対応をした時期があったと記憶している。

教育長：指導力不足の教員に対応する制度があるので、そういった教員には適用する。ただ、そこに至るまでに指導や研修を行い、管理職からの指導も行い、いわゆる指導力不足教員が出てこないように対応している。

小林委員：新規採用の面接をしていると、いい人材が多いと感じている。こういう人たちを採って、指導力が不足している者を辞めさせた方がいいのではないかという、率直な意見である。

教職員課長：それぞれの勤務状況の把握にしっかりと努めてまいりたい。

河口委員：指導力不足教員の研修に関わったことがあった。かなり研修をして、それでも改善が見られなかったときは退職ということがあった。

教育長：せっかくいい人材が入っているので、学び続ける教員となるように管理職を中心に学校の体制を整えてもらいたい。

藤本委員：異動とは少し離れるかもしれないが、女性の産育休が十分に取れるように、男性も育休が取れるようになっているか。

教職員課長：産育休の復帰の時期等、ケースごとに配慮し、異動作業を行っている。

副教育長：女性活躍推進計画を定め、制度の周知を図っている。

教育長 協議事項 2 を議案第 4 2 号として付議してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 4 2 号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 4 2 号を原案どおり決定する旨を告げる。

教育長 協議事項 3 を議案第 4 3 号として付議してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 4 3 号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
教育長 議案第 4 3 号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項 2 文部科学省平成 2 9 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の
諸課題に関する調査結果について》

教育長 報告を求める。
いじめ問題等対策室長 内容等を報告する。

〈質 疑〉

小林委員：暴力行為について、対教師暴力は前年度や前々年度と比べるとどのような状況になっているのか。

いじめ問題等対策室長：対教師暴力はここ数年減少傾向にあり、平成28年度が44件、平成27年度が73件となっている。

小林委員：暴力行為やいじめの問題は把握の仕方で数値は変わってくると思うが、対教師暴力は確実に捉えやすいと思う。不登校の児童生徒数はあまり変わっていないようだが、この数字は小学校に行かず別の施設等に通っている生徒も含まれているのか。

いじめ問題等対策室長：適応指導教室を各市町村が設置しているが、ある町とある町が合同で作っているものも含め、県内に12箇所ある。そちらに登校した児童生徒は出席扱いとなっている。ただ、学校同様そちらにも通うことが十分できず、不登校になっている者もいる。

小林委員：不登校がここ数年変わっていない状況を今後どう対処すべきか。

いじめ問題等対策室長：スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる心のケア，家庭的に厳しい状況の子どももいるので，家庭環境に働きかけるスクールソーシャルワーカーなどの専門家を各学校に配置または派遣して，相談体制を充実させ，心のケアや環境を整えるなど取り組んでいる。しかし，学校に全く足が向かない引きこもりに近い児童生徒もいる。そのような児童生徒には，総合教育センターのほっとスペースあせびで週2回，そのような子どもたちが集まれる場，心の居場所づくりに取り組んでいる。

また，家庭に大学院生を派遣して話相手になって，少しずつ学校の方へ向いていくように取り組んでいる。昨年16名の生徒にライフサポーターが関わり，9名の生徒が学校復帰できるようになった。今後も地道な取組を続けていかなければならないと思う。

小林委員：小学生の理由がはっきりしないという中で，虐待がある可能性もあつたりするので，そのあたりの気配りもよろしくお願ひしたい。

河口委員：暴力行為とかいじめとか，不登校も全て関連があると思う。例えば，学校が荒れていれば暴力行為やいじめも発生する率が高く，そういう所に適応できない小中学生が増えてくるであろう。やはり，学校がまず居場所になるような，学校経営が一番大事だと思う。教師が子どもたちとの関わりがうまくいっていないと，つい手が出たりとかする例が多々あると思う。そういった中から今の子どもたちは非常に人間力も弱い者も増えているので，そういった人間関係を作りにくい子どもたちも多い。先生方の関わり方，そして学校全体，チーム学校力で子どもを支えていく。なおかつ問題が発生した場合は，先ほど言われていたいろいろな専門機関に来ていただいて，連携して支えていかないと，この不登校の子どもたちはなかなか難しいと思う。少しでもそういったものに発信できるように，いろいろな機会に，校長会などいろいろな場でお願ひしたい。大学でもいろいろな取組をやっているので紹介していただき，できるだけ子どもたちが不登校にならないような配慮が必要だと思っている。

松重委員：このような件数が上がっているが，それを早く未然に防ぐ点も大事だが，後のフォローアップも大事だと思う。これだけ件数があつても大きくなっていないというのは，そういう体制も整備されてきていると理解してよいか。

いじめ問題等対策室長：国のいじめ防止等のための基本的な方針が改定され，それを

ふまえ昨年度、徳島県、市町村、各学校においても基本方針を3年ぶりに改定を行った。その中で、各学校におけるいじめ対策組織をしっかりと機能して、強化させることを強く盛り込んだ。

今回いじめの認知件数も増加しているが、この中で特に、何をきっかけに発見されたかというところで、アンケート調査もしくは本人からの訴えが非常に増えてきている。これは、子どもたちが学校の先生に伝えることで助けてもらえると、SOSを発信しやすくなった。担任だけで取り組むのではなく、各学校のいじめ対策組織や全教職員でいじめを解決するために取り組んでくれるという安心感がSOSを発信しやすくなったことにつながったのではないかと思う。こうした訴えがあった場合には、その対策組織でしっかりと検討した上で、全教職員で見守りを行ったり、保護者も交えてしっかりとした解決を図れるように取り組んでいるところである。

教育長：今、松重委員が言われたように、予防とフォローアップの両方が大事だと思う。予防については、今の予防教育を含めてしっかりやっている。ただ、いじめの定義が、「自分がいじめられたと思えばいじめである」との認識なので、件数はまだまだ多くなってもおかしくない。それをどうやって芽の小さいうちに摘むか。その中で子どもたちの間で葛藤もないといけないと思う。ただ単に先に摘んでしまうのではなく、葛藤もあって、その中で乗り越えていくことが教育だと思う。数字も大事だが、どうやってそれをフォローしているか中身が大事であると思う。ダメだといって初めから封じ込むのではなく、そこでお互いにケンカもするだろうし、いじめだと認識がないままであって、教えてあげることによってどう成長していくかが大事であると思う。一つ一つのケースをしっかりと分析すること。先ほども河口委員が言われたように、不登校、中途退学、このあたりも分析をして、それが次に進路選択に生かせるとか、生活改善に生かせるとか、そこへ持っていかないとせっかくの統計が何にもならない。それぞれの学校で特にしっかりと分析をして頂いて、そういったものを吸い上げ、次に生かせる。そのようなサイクルを作っていたらありがたい。

辻委員：教育委員会も取組はよくやっていると思う。いじめは学校だけでなく、社会に出た方がもっとたくさんある。社会全体でという話を教育委員会だけではなかなかできないと思うが、知事部局等にも働きかけてやっていかなければならないと思う。学校はもうこういう風にしっかりと仕組みができていますが、

社会人になったらそれを学ぶ機会がほぼ皆無である。パワハラとかセクハラとか、そういった問題があったりする。小さいものはこの組織にもあるのではないか。

教育長：社会教育，生涯教育も含めて，連携を深めて発信をしたい。

[非公開]

《議案第40号 教職員の懲戒処分の指針の一部改正について》

《協議事項1 平成30年度11月補正予算案について》

《報告事項1 損害賠償（学校事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について》

[閉会]